【約款変更前の確認事項】

（電力小売供給約款の変更に伴う）ご契約に関わる重要事項（低圧）

この書面は、小売電気事業者である株式会社洸陽電機（以下「当社」といいます。）が、平成29年10月1日付で当社の電力小売供給約款（低圧法人）（以下「本約款」といいます。）が変更されることに伴い、電気事業法第2条の13の規定に従い、変更後の電力小売供給契約の内容に関する重要な事項を説明するものです。なお、この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、本約款に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、本約款をご参照ください。

【今回の変更内容について】

今回、一部の地域の料金プランの単価を改定するとともに、当社からの申し出による契約の解約に関する事項について、項目を追加いたします。

記

【一部の地域の料金プランの単価改定について】

以下の通り、関西エリアの法人プランAおよび法人プランBの料金単価を改定いたします。

（※下線部が改定された単価です。）

イ　法人プランA（最大需要容量6kVAまで）（料金単価は消費税等込価格）

			改定前	改定後
最低料金	15kWhまで	1契約につき	298.88円	298.88円
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	1kWhあたり	19.76円	19.48円
	120kWh超過300kWhまで	1kWhあたり	25.45円	24.60円
	300kWh超過	1kWhあたり	27.90円	26.80円

ロ　法人プランB（契約容量6kVA以上）（料金単価は消費税等込価格）

			改定前	改定後
基本料金		1kVAあたり	350.00円	350.00円
電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	17.40円	17.40円
	120kWh超過300kWhまで	1kWhあたり	19.88円	18.88円
	300kWh超過	1kWhあたり	22.45円	20.98円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

【今後、料金の値上げを行おうとするときに手順について】

【当社からの申し出による契約の解約に関する事項について】

（※下線部が追加された項目です。）

お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することがあります。なお、この場合には解約する15日前までに解約日を示して、その旨をお知らせいたします。詳細は、本約款35（解約等）をご参照下さい。

（1）お客さまが次のいずれかに該当する場合

・電気料金を、支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

・当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます）における債務を期日までに履行しない場合

・本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息や工事負担金等）を履行しない場合

・契約の申込みをされた日から60日を過ぎても、クレジットカード支払または口座振替に必要な手続きを完了さ

せない場合

（2）お客さまが、当社へ通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合

（3）お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から託送供給を停止した場合またはその恐れがある事実が判明した場合

・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険が生じた場合
・電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
・低圧動力の場合で、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用した場合
・需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
・一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
・契約した負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
・その他、本約款に反した場合

以上

小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名　　称：株式会社洸陽電機（登録電気事業者登録番号 A0056）
住　　所：兵庫県神戸市東灘区住吉宮町 3-7-14（※平成 29 年 10 月 9 日まで）
　　兵庫県神戸市中央区御幸通 8-1-6　神戸国際会館 14Ｆ（※平成 29 年 10 月 10 日から）

◆電話によるお手続き・お問い合わせ

お客さま問い合わせ電話番号：　0120-093-109（通話料無料）
携帯、PHS、IP 電話をご利用のお客さまは、0570-075-040（通話料有料）
受付時間 9：00～18：00　（1 月 1 日、2 日及び当社指定のメンテナンス日を除く）